

7. 登録情報の変更届と退会届について

- 1) 会員の登録情報（姓名、住所、電話、所属事業部、勤務先 及び管理栄養士番号等）に変更のあった時は自己申告制となっています。
- 2) 変更の場合は、そのつど変更事項を記載し、ハガキ 又は F A Xで送信してください。
※ ホームページの会員専用ページからも変更ができます。
- 3) 変更届を受理後、日本栄養士会等への手続きを致します。会員から日本栄養士会へ変更を直接申し出ることは出来ません。また手続きに期間を要します。予めご了承をお願いします。
- 4) 退会者は、定款第8条及び定款細則第6条により、退会届と会員証の返戻が必要です。
退会届はハガキ 又は F A Xで送信してください。様式は下の退会届もしくはホームページ「当会の紹介」→「定款細則」P.10 様式5をダウンロードしてご利用ください。

登録情報変更届		
下記の通り変更がありましたので届け出ます。		
①	会員番号	022
②	職域事業部	
③	氏名	
④	新氏名	
⑤	ふりがな	
⑥	自宅住所	〒
⑦	自宅Tel	
⑧	自宅Fax	
⑨	勤務先名	
⑩	勤務先所在地	〒
⑪	勤務先Tel	
⑫	勤務先Fax	
⑬	通信欄	

※管理栄養士番号や退職等の連絡は通信欄に記載

退 会 届	
公益社団法人静岡県栄養士会	
会 長 _____ 様	
私は、平成 年 月 日をもちまして、 貴会を退会することを届け出ます。	
氏 名	
会員番号	
生年月日	西暦 年 月 日
連絡先	TEL
退会理由	

※この書式により提出するとともに、会員証を返納すること。

※ メールアドレス変更の場合は、ホームページの会員専用ページにある「会員登録情報変更について」のフォームに入力し、送信してください。

8. 古い名簿の処分についてのお願い

会員名簿には、会員の個人情報掲載されております。
会員おひとりおひとりに迷惑が掛かることの無いよう、古い名簿を処分する際には、以下の方法をご参考いただき適切な処理をお願いいたします。

【 処分方法 】

1. シュレッダーで裁断する。
2. 個人情報保護管理が適切に行える能力のある溶解・破砕業者に廃棄の委託をする。
3. ご自分で公共のごみ焼却場に持ち込んで、焼却してもらう。

追伸：

なお、時勢をかんがみ、次回（2年後）名簿作成につきましては、「会員名簿の在り方検討」を予定しております。

本名簿を大切に保管活用くださいますようお願い申し上げます。